



2025年6月9日

各 位

会 社 名 BRUNO株式会社
代 表 者 代表取締役社長 塩田 徹
(コード番号 3140 グロース)
問 合 せ 先 常務執行役員経営企画部長 松原 元成
(電話番号 03-6631-0000)

当社従業員のリスクリングのための教育サービスに係る契約締結のお知らせ

当社は、本日、会社法第 370 条及び当社定款第 26 条に定める取締役会の決議に替わる書面決議によって、当社の親会社である RIZAP グループ株式会社（以下「RIZAP グループ」といいます。）の完全子会社である RIZAP ビジネスイノベーション株式会社（当社のいわゆる兄弟会社であり、以下「RBI」といいます。）との間で、当社従業員向けのリスクリングを目的とした生成 AI の活用にかかる教育サービス（以下「本件サービス」といいます。）の提供を受ける契約（以下「本契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事実の概要

(1) 本契約締結の経緯

当社は、2024年12月13日付け「当社従業員のリスクリングのための教育サービスに係る契約締結のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社においてより創造力を発揮しやすい就労環境を整え、また、業務効率化及び生産性向上等を実現し、ひいては当社の業績向上、人的資本経営、人材育成に資する観点から、当社従業員に対する生成 AI 研修を本年1月から3月にかけて実施いたしました。当該研修を実施したことにより、当社従業員がプロンプトの作成方法その他生成 AI の使用に必要な基礎的な知識を習得することができたものと考えております。

このたび当社は、従業員のさらなるスキル向上と生成 AI の実務への応用力強化を目的として、業務分析や改善 PDCA への活用を含むより実践的な内容を含む追加研修を実施するため、RBI と本契約を締結することといたしました。

生成 AI を含む先端テクノロジーの活用は、今後の当社事業における中長期的な成長ドライバーの一つであり、継続的な人材投資は、持続的な企業価値向上に直結する重要な経営課題と捉えております。今後も当社は、人的資本経営の実践を通じて、従業員の成長と企業の成長を両立させる取り組みを積極的に進めてまいります。

(2) 本契約の内容

ア 相手方	RIZAP ビジネスイノベーション株式会社
イ 対象期間	2025年7月9日から2025年9月8日
ウ 受講予定人数	185名（予定）
エ 支払額	55,500千円（予定）
オ 支払日	2025年9月8日（予定）

2. 支配株主等との取引に関する事項

本契約の締結は、当社の親会社である RIZAP グループの完全子会社である RBI との取引であることから、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第 441 条の 2 に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、2024 年 9 月 30 日に公表したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社は主要株主との間で取引が発生する場合には、一般の取引事例を勘案し、協議のうえ決定いたします。また、重要な契約の締結は、取締役会において審議を行い、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主保護に努めてまいります。」と定めております。

今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、2025 年 6 月 9 日の書面決議までに、支配株主と利害関係のない取締役 5 名（代表取締役 1 名、社外取締役 1 名及び監査等委員である社外取締役 3 名）が十分な審議を行った結果、本契約に基づき本件サービスの提供を受ける合理的な必要性があり、対価額も妥当性が認められることを確認し、議決に加わることができる取締役 5 名（森正人氏、小野聡氏、濱田俊一氏、藤原泰輔氏及び生方紀雄氏）により決議を行いました。したがって、本契約の締結は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合するものであると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、支配株主と利害関係を有さず、当社及び RIZAP グループからの独立性を有する者である、当社の独立役員である社外取締役 1 名（小野聡氏）並びに社外の弁護士（弁護士法人ガーディアン法律事務所 木谷倫之弁護士及び園田由佳弁護士）により構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）において本契約に関する審議・検討を行い、検討結果を取締役に答申しております。

当社には独立役員である社外取締役が 3 名いるところ、特別委員会においては、そのうち小野聡氏が委員となっております。その理由としては、少数株主にとって不利益なものでないかに関し取締役の善管注意義務違反への該当性の観点からも検討するため、法律実務の専門家を中心に検討するのが望ましいこと、また、他の独立委員である社外取締役 2 名も監査等委員として取締役会における審議に関わることから、特別委員会では小野聡氏を委員と致しました。また、特別委員会の構成員のうち、木谷倫之弁護士は社外取締役である小野聡氏より提案を受け、園田由佳弁護士は木谷倫之弁護士より提案を受けてそれぞれ選任されており、小野聡氏を含め、いずれも当社、当社の親会社である RIZAP グループ及び RBI から独立性を有することを確認しております。

さらに、利益相反を回避するための措置として、当社の代表取締役社長である塩田徹氏は、RBI の代表取締役を兼務しており、本契約が利益相反取引に該当するため、特別な利害関係を有する取締役として、上記取締役会における審議及び議決には参加していません。

したがって、本契約に関しては、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置がとられていると判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、本契約の締結に関する取締役会の決議に際し、上記（２）のとおり特別委員会において本契約に関する審議・検討を行っており、以下のとおり、本契約を締結する決定が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申を2025年6月9日に得ております。

① 本契約を締結する必要性

本契約を締結する価格の適正性について、RBI から本件サービス内容及び効果に関する詳細な説明を受けるとともに、RBI との間で質疑応答を行っており、本契約を締結する必要性及び価格の適正性を検証する上で一定の合理的な情報を収集し、特別委員会における審議も含めて慎重に分析及び検討を行っていること。

本件サービスは、①時間効率・生産性向上、②人材育成・組織力強化、③ビジネスインパクト等の効果が得られるものであるということであり、具体的には、上記①として、文書作成時間を削減するほか、会議議事録の要約や担当者への展開までの時間の短縮、その他一般業務の効率化を図れるほか、上記②として、段階的な能力体験と実践スキル習得による総合的なデジタルリテラシーの向上、定型業務の効率化による創造的タスクに割ける時間の増加、組織内でのナレッジ流通の活性化等の効果が期待できるとのことであり、また、上記③として、市場分析の効率化と競合分析手法の習得により、新たな機会の発見を容易にし、業務プロセス分析と改善計画立案技術の習得による社内リソースの最適化や、コンテンツ作成と文書作成の効率化による外注コスト削減等の効果も期待できるとのことであるところ、当社の経営理念の一つである「従業員一人ひとりが創造性を発揮し、独創的で遊び心のある商品・サービスを提供すること」及び人的資源の活用に関する問題意識に照らし、本件サービスによって社内に AI テクノロジーを導入・浸透させ、業務を自動化・効率化することを通じ、従業員を単純作業から開放することで創造力を発揮できる時間を増やすだけでなく、生成 AI を活用することで、より創造力を発揮しやすい就労環境を整えられることに加え、本件サービスの内容は、生成 AI を活用して業務効率化及び生産性向上等を実現し、ひいては当社の業績向上及び人的資本経営にも資するものであり、生成 AI の知識及びスキルの習得により、各従業員のスキルレベルが飛躍的に向上することが期待され、人材育成の観点からも導入が望ましいと判断しているとのことであるところ、当該判断が不合理なものとは認められないこと。

② 本契約を締結することの許容性(本件契約の価格の適正性)

本契約を締結する価格の適正性について、RBI から本件サービスの対価額に加え他社の提供する類似サービスの価格帯との比較結果に関する詳細な説明を受けるとともに、RBI との間で質疑応答を行っており、本契約を締結する必要性及び価格の適正性を検証する上で一定の合理的な情報を収集し、特別委員会における審議も含めて慎重に分析及び検討を行っていること。

本契約における本件サービスの単価に関し、本件サービスと同種の商品を展開している他社の価格帯を、従業員1人の1時間あたりの単価に置き直した価格帯と比較すると、本件サービスは、今回のRBIにより提供される本件サービスが2024年12月13日に「当社従業員のリスクリングのための教育サービスに係る契約締結のお知らせ」において公表した、前回の同社によるサービスの延長で提供されるものであり、既に実施された当該サービスの効果の定着と発展・応用を図る点、並びに人事業務の代行及び研修対象者へのフォローアップ支援といった付随的な業務の提供も予定されている点で他社サービスにはない潜在的価値・強みが存在しており、また、前回のRBIによるサービス提供時にその利用価値を既に確認済みであり、その実績に照らして今回改めて同社に本件サービスを委託することとした経緯もあるのに対し、他社の同種サービスに切り替えた場合は、上記のようなRBIによる本件サービスの潜在的価値・付加価値が得られないだけでなく、従前のRBIによるサービスとの連続性が失わ

れることに伴い、整合性・補完性の検証といった追加コストが生じることも予想され、マイナスの影響を否定し難いことから、他社の同種サービスの単価の価格帯に本件サービスの単価を下回る価格が含まれることを踏まえても、本件サービスに所定の対価を支払うことに合理性が認められることから、本契約における単価設定につき適正性が認められるとの当社取締役会の判断は当委員会としても理解し得るところであり、当該判断の推論の過程及び内容が明らかに不合理なものとは認められないこと。

本契約における本件サービスの総額に関しては、本件サービスの実施対象者の人数から導かれるところ、貴社は、本件サービスに係る研修の実施時間数は、従業員 1 人当たり 14 時間程度、実施期間が約2か月間であり、2024 年に実施した同種リスクリテラシー研修と比較しても時間的負担に大きな変更はないながらも、タブレットを各店舗に用意する等の配慮により、2024 年には就業時間中に研修受講の時間を確保するのが困難であるとして対象外とされた店舗勤務の正社員も勤務シフト上可能な範囲で受講対象に加えることで、当社及びその子会社の従業員合計 325 名(2025 年 3 月末時点)のうち、実施対象者は上記 185 名に限定されたとのことであり、当社が行ったかかる実施対象者の選別方法は、正社員の中でも本件サービスの目的及び必要性が妥当する範囲として費用対効果の高い部門ないし職務内容の従業員に対象者を限定している点で合理性が認められ、そうした対象者の選定過程を経て算出される本件サービスの対価額の総額である 5550 万円を適正とする当社取締役会の判断は、当該総額の算定の基礎となる単価に関する上記検討結果も併せ考慮すると当委員会としても理解し得るところであり、当該判断の推論の過程及び内容が明らかに不合理なものとは認められないこと。

③ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本契約締結に関して当社において協議をする際は、当社の取締役のうち、塩田徹氏は RBI の代表取締役及び RBI の 100%親会社である RIZAP グループの役員を兼務していることから、オブザーバーとしての参加にとどめ、RIZAP グループからの派遣でない小野聡氏、並びに監査等委員である取締役を務める濱田俊一氏、藤原泰輔氏及び生方紀雄氏が中心となり協議を行ったこと、当社取締役会は RIZAP グループから独立した当委員会から意見を聴取していること、上記のとおり塩田徹氏が本契約の相手方当事者である RBI の代表取締役を兼務しているため、本契約は当社において塩田徹氏との関係で利益相反取引に該当することから、本契約に関する重要な事実として RBI から本件サービスの教材及びコンテンツその他の本契約及び本件サービスに関する詳細な説明を受けただえ、塩田徹氏を特別な利害関係を有する取締役として本契約の締結に係る取締役会の議決から排して決議を行っていることから、本契約の締結の決定に際し、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が図られていること。

3. 業績に与える影響

本件が当社の 2025 年 6 月期の通期業績に与える影響は軽微であります。また 2026 年 6 月期の業績への影響は精査中であります。

以 上